

健診結果等の事業主との共同利用について

当健康保険組合は、疾病予防事業をはじめとする加入者の健康の保持増進を目的に、保健事業として各種健康診査を実施していますが、労働安全衛生法においては、事業主に被保険者への健康診断の実施及び診断結果の保存と管理が義務付けられています。

このため、当健康保険組合が実施した健康診査の結果等については、事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保を目的とし、個人情報保護に関する法律第23条第5項第3号の規定により、下記の事項を公表のうえ、被保険者の健診結果等を事業主に提供し、当健康保険組合と共同して利用します。ただし、当健康保険組合が事業者健診の実施を受託した場合に限るものとします。

1. 共同して利用する者の利用目的について

事業主の労働安全衛生法による健康診断結果の記録など、関連法令による義務を履行し、健診結果に基づく保健指導等を効果的に実施するため

2. 健康診査データの取得方法について

(1) 当健康保険組合

契約健診機関より健診結果を書面またはデータで取得

(2) 被保険者が加入する事業所

契約健診機関より健診結果を書面またはデータで取得

3. 共同して利用する者の範囲について

(1) 当健康保険組合

保健事業の担当者、保健師

(2) 被保険者が加入する事業所

事業主、健康管理事務の担当者または産業保健専門職

4. 共同して利用される個人データの項目について

(1) 当健康保険組合が実施するすべての健康診査並びに人間ドックに係る検査項目の範囲（HBs 抗原、HCV 抗体、PSA、負荷試験、婦人科検査などのオプション検査項目及び感染症等の結果を除く。）

(2) (健康診断に係る契約書を締結した事業所において) 健康診査データに基づく特定保健指導対象者情報及び生活習慣病重症化予防事業対象者情報

5. 健康診査データの管理について責任を有する者について

(1) 当健康保険組合

個人情報取扱責任者 常務理事

(2) 被保険者が加入する事業所

当該事業所の健康診査データの管理責任者

6. 個人情報の利用停止の手続きについて

個人データを共同して利用されることに同意されない場合は、当健康保険組合の個人情報に関する相談窓口までご連絡ください。ただし、労働安全衛生規則第 44 条に掲げる健診項目は、労働安全衛生法上の法定項目であるため、この手続きの対象とはなりません。